

# （仮称）市民活動及び協働の推進についての指針素案へのご意見を募集します

平成31年1月に施行したつながる鎌倉条例は、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めています。

つながる条例に定められた目的を達成するために、市民活動及び協働の推進に関する具体的な施策の方向性や考え方を示すものとして、「（仮称）市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）」の策定に向けて、附属機関である市民活動推進委員会などで議論を重ね、この度、指針素案がまとまりましたので、ご意見を募集します。

指針素案は、市役所地域のつながり課（23番窓口）、市役所本庁舎ロビー、鎌倉・大船NPOセンター、各支所に意見募集資料一式及び市のホームページでご覧いただけます。

なお、本件については、鎌倉市意見公募手続条例に基づく意見募集ではございません。

## 1 意見の募集期間

令和2年（2020年）3月18日（水）～令和2年（2020年）4月17日（金）

## 2 意見の提出方法及び提出先

意見書の提出につきましては、下記のあて先へ、郵便・ファックス・電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

提 出	郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市 市民生活部 地域のつながり課
	ファックス	0467-23-7505（代表） ※宛先として課名をご記入ください
先	電子メール	npo@city.kamakura.kanagawa.jp
	お持ちいただく場合	市役所本庁舎1階 地域のつながり課（23番窓口） ※市役所本庁舎ロビー、鎌倉・大船NPOセンター、各支所に回収箱を設置してあります。（開庁・開館時間でのご提出をお願いします。）

※電話または口頭によるご意見は、正式な意見公募としてはお受けできません。

## 3 提出期限

令和2年（2020年）4月17日（金）必着（郵送の場合は消印有効）

## 4 提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・市に対し納税義務を有する方
- ・この事案に関し利害関係を有する方

## 5 意見の提出様式

- ・意見提出の様式は自由ですが、裏面を利用していただくと便利です。なお、意見提出にあたっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者氏名）、電話番号（またはファックスや電子メールアドレスなどの連絡先）を記載してください。住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称などを記載してください。
- ・ご連絡先の情報は、いただいたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用させていただきます。

## 6 提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。  
ご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

## 7 お問い合わせ

鎌倉市役所市民生活部地域のつながり課 電話 0467-23-3000（代表） 内線 2582

(仮称) 市民活動及び協働の推進についての指針素案  
に対する意見用紙

【公募期間】令和2年3月18日(水)から令和2年4月17日(金)まで 必着(郵送の場合は消印有効)  
【宛 先】鎌倉市長(事務担当:市民生活部 地域のつながり課 地域のつながり担当)

住所(所在地)	
氏名(団体名及び代表者氏名)	
電話番号(連絡先)	
区分(該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対し納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この事案に関し利害関係を有する方
【意見記入欄】(欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。)	